

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための 仕組みの在り方に関する検討会報告書 概要

資料 2

1. 背景

- ・地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報の仕組みの導入については、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成28年10月28日閣議決定等)を踏まえ、条例改正等によることとする旨の技術的助言を実施(平成29年5月19日総行情第33号)。
- ・平成28年度に総務省において開催した検討会において、将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられるとされたことや「規制改革実施計画」(平成29年6月閣議決定)において、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても検討を行うこと等とされたこと、現時点での非識別加工情報等を取り巻く情勢等を踏まえ、非識別加工情報の仕組みの導入促進の観点から検討会を開催。

2. 非識別加工情報等に関する現状

(1) 匿名加工情報等の作成等の状況

- ・国の行政機関等における非識別加工情報の作成については、平成29年度内に募集を実施。
 - ・民間事業者における匿名加工情報の作成については、小売、金融、医療・福祉等の事業分野において、300社以上で公表。
- ※個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等は、平成29年5月30日施行。

(2) 非識別加工情報の活用事例の把握の必要性

- ・地方公共団体が、区域内の住民に対してより丁寧に説明責任を果たす観点から、具体的な活用事例の把握が必要。
- ・今後、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みを検討するためには、まずは具体的な活用事例を把握することが重要。

(3) 地方公共団体の非識別加工情報に関する民間事業者からの利活用のニーズ

- ・検討会で発表された活用事例は、いわゆる統計情報を活用するための元となるデータとして非識別加工情報を活用したいとのニーズによるもの。
- ・地方公共団体が統計情報を提供できれば、必ずしも非識別加工情報ではなくても対応できるのではないかとの指摘。

(4) 地方公共団体の条例改正の取組状況

- ・平成30年2月時点で467団体(都道府県4団体、市区町村463団体)が、今後、改正予定(うち平成29年度中に5団体を実施)。
- ・国等の実情を踏まえて検討を進めることとしている団体が多い状況。

3. 地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進のための国の支援等

(1) 国の支援の在り方

- ・非識別加工情報等に関する活用事例が少ないため、まずは活用事例を整理しつつ、仕組みの周知等をさらに進める必要。
- ・来年度以降も条例改正等を支援するとともに、データを活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減についての検討を進める。

(2) 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例

- ・非識別加工情報の仕組みの円滑な導入や住民の理解促進のために、想定される具体的な活用事例を充実させる必要。

(3) パーソナルデータの利活用の態様

- ・民間事業者のニーズを踏まえ、非識別加工情報だけでなく、いわゆる統計情報やオープンデータ等、どのような種類のデータを提供することが適切かに留意する必要。
- ・非識別加工情報の仕組みの導入等の状況の公表に加え、オープンデータの取組状況の公表と連携した公表方法を検討。

(4) 個人情報保護条例の見直し等への支援

- ・条例の見直し等を進める上で必要となる運用手引き等の情報提供の充実が必要。
- ・地方公共団体の特性に応じた加工について、参考となる事例や加工の手法例の補足について情報提供(本検討会技術検討WGでの整理結果を反映)。

(5) より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討

①共同受託

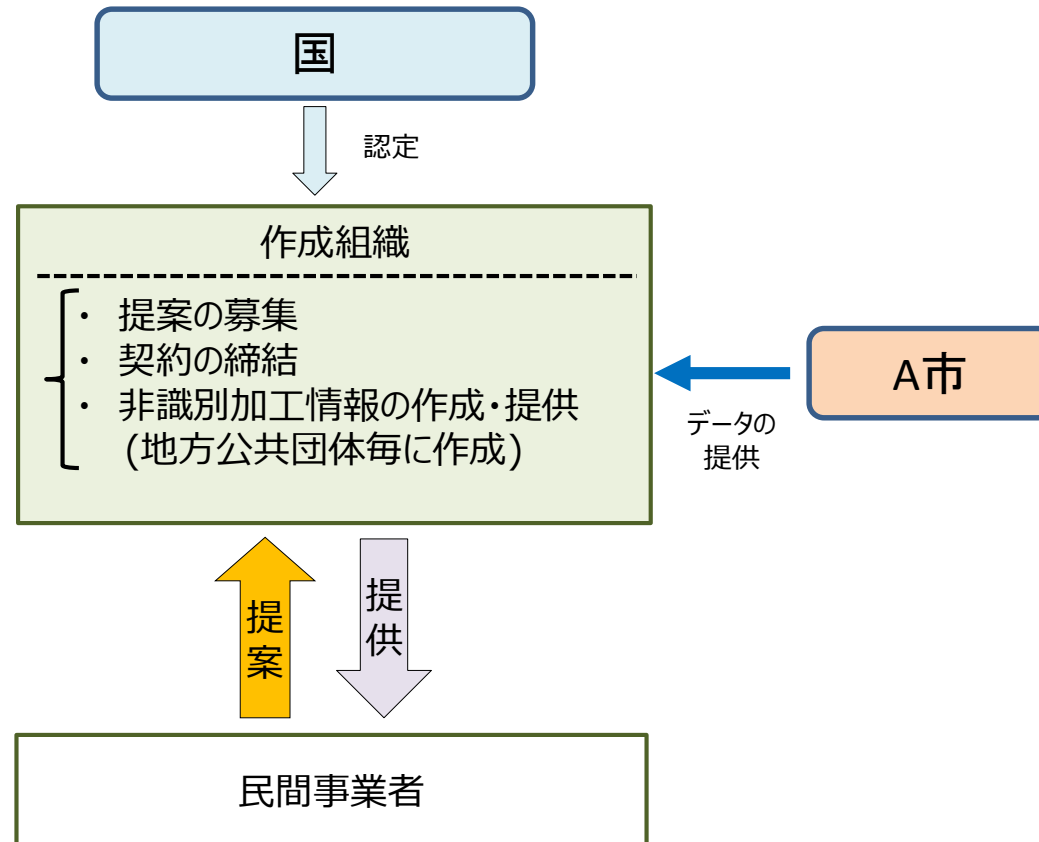
- ・条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体から、加工に関する業務の委託を受けること。
- ・非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について、広く情報共有が図られるよう、国が情報提供を実施する必要。

②作成組織

- ・非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織。
- ・検討にあたっては、非識別加工情報等の活用の動向等を踏まえつつ、(i)加工の対象情報の範囲、(ii)必要な安全管理措置、(iii)事業採算性の確保の課題等について、留意の上、検討し整理する必要。

「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



① 検討会構成員

犬塚克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
○宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷和子	株式会社日本総合研究所執行役員/法務部長
岡村久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師
佐藤一郎	国立情報学研究所副所長/教授
大門一幸	豊島区政策経営部区民相談課長
田中穂積	多久市総務課長
林令子	徳島県政策創造部統計データ課長
松岡萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICT事業本部ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島征幸	五霞町政策財務課主幹

○:座長 敬称略、五十音順

② 技術検討ワーキンググループ構成員

秋山直樹	豊島区政策経営部情報管理課長
犬塚克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
岡田英人	富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部VP
○佐藤一郎	国立情報学研究所副所長/教授
佐藤洋	日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート
高橋克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員
百武芳和	多久市情報課長
松田純一	株式会社日立製作所全国公共システム第三本部公共システム推進第一部主管
森亮二	弁護士
矢島征幸	五霞町政策財務課主幹
山住健治	徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長

○:主査 敬称略、五十音順 4